

	契約係用
○	業者渡し用

令和 8 年度

業 務 委 託 仕 様 書

名 称 _____ 交通局例規検索システム等運用業務

特定随契の場合
その業者名 _____

要求課 _____ 事業管理部 総務課

(外線 2 1 1 - 1 9 2 7)
担当者 _____ 中村 啓彦 (内線 2 2 1 3)

仕様書

1 業務名

交通局例規検索システム等運用業務

2 履行期間

令和8年10月 1 日から令和13年9月30日

3 目的

この仕様書は、例規管理に係る事務の効率化と法制執務体制の充実を図るため、例規集データベースシステム（以下「システム」という。）の構築に係るソフトウェア及びデータベース等の構築、本業務の見積書作成に必要な事項を定めるものである。

4 事業概要

札幌市交通局例規集に登録されている条例、規則等をデータベース化し、Webでの検索、表示、印刷する等の機能にとどまらず、例規起案審査機能を備えたシステムの構築を行うものである。

5 仕様

(1) 基本仕様

ア 受託者が管理するサーバを設置して管理する方法（IDC方式）でサービスを提供できる構成とする。またIDCでの運用が困難となった場合には、庁内サーバでの提供も可能なサービスとする。

イ 庁内LAN接続が可能な全てのパーソナルコンピューター端末で、例規集データの検索・閲覧、例規起案・審査を利用できる環境を実現するため、特別なソフトをインストールすることなく、次のソフトウェアで使用可能なシステムとすること。

【動作環境】

■OS : Windows 11以上

■ブラウザ : Microsoft Edge (Chromium版)、Google Chrome

ウ セキュリティについて、以下の仕様を満たすこと。

(ア) サーバ室は無窓化されていること。

(イ) 入退室者を識別・記録できるセキュリティ設備等により、許可されたもののみ入退室が可能なこと。さらにサーバ室への入室はバイオメトリクス認証システムにより行われること。

(ウ) 入退室者が各種記録媒体を不正に所持し、持ち出し・持ち込みすることができない体制であること。

(エ) サーバラックには、不正アクセスや不正操作防止のため鍵付きラックを使用していること。

(オ) 施設内の電源設備・空調設備・セキュリティ設備等は、常時故障監視がされているとともに巡回監視がされていること。

(カ) サーバ室は、複数の監視カメラにて監視可能であること。

(キ) 入退出について、設備の運用に従事する人員とそれ以外の人員の入退出管理が明確に区分できる入退出管理の設備等を有していること。また、入退出に関する手順書を有していること。

(ク) この業務に関して知り得た情報資産をみだりに他人に知らせ、又は不当な、目的に使用してはならない。

(2) 初期構築対象

ア データベースは、令和7年10月30日内容現在の札幌市交通局例規集の現行例規及び平成24年6月1日以降の廃止例規、過去原議、改正履歴、平成13年6月29日以降の過去例規を対象として構築する。各コンテンツの詳細は以下のとおり。

(ア) 現行例規

令和7年10月30日までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築する。

(イ) 廃止例規

平成24年6月1日以降に廃止された例規（99件）。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築する。

(ウ) 過去例規

平成13年6月29日以降の過去例規（約30回分）。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築する。

(エ) 過去原議

平成24年6月1日以降の過去原議（353件）。改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索（期間指定を含む）、種別検索が可能なデータを構築する。

(オ) 改正履歴

平成24年6月1日以降の全ての改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できるとともに、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式及び新旧対照表形式で表示が可能なデータを構築する。

イ データベースの構築にあたり、資料の提供方法は以下のとおりとする。これらの文字情報から、字下がり体裁やリンク情報等を付加したデータベースを構築すること。

(ア) 現行例規

本局のホームページ等から入手するものとする。ただし、データの利用は、例規の文字情報（別表、様式、図等を含む。）の利用に限る。

(イ) 廃止例規

例規の文字情報（別表、様式、図等を含む）のデータ（当該文字情報をWordファイル等に貼り付けたもの）を本局が提供する。

(ウ) 過去例規、過去原議、改正履歴

原議の形（紙）で本局が提供する。なお、過去例規、改正履歴（施行年月日単位）の作成にあたっては、過去原議を元に作成すること。

(3) システム仕様（例規）

ア 例規検索

(ア) 例規検索機能

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号、所管部署から検索できる機能。平成24年6月1日以降の改正内容について、例規ごとに施行年月日単位で履歴を閲覧できること。

(イ) 施行時点検索機能

指定した年月日時点で施行されている例規（未施行を含む）を閲覧できる機能。

(ウ) 原議検索機能

用語、題名、年月日、種別・番号、所管部署から原議を検索できる機能（平成24年6月からシステムに蓄積した過去原議295件も検索対象とすること）。また、原議から改正対象の例規を一覧で表示し、例規本文を表示できる機能。

(エ) 本文表示機能

例規本文、原議本文を表示できる機能。全文検索実行後は、複数の用語でヒットした箇所を色付けで表示すること。例規本文は、平成24年6月以降の改正内容について、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式で表示できること。

(オ) 引用表示機能

例規の引用関係を条項単位で一覧表示できる機能。

(カ) リンク機能

例規・法令の引用箇所について、本文中から該当箇所を表示できる機能。

(キ) 原議リンク機能

例規沿革情報から該当原議にリンクが設定され、原議本文表示できる機能。平成24年6月からシステムに蓄積した過去原議もリンク対象とすること。

(ク) 本文出力機能

例規全文又は選択した条、項、号等をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能。平成24年6月以降の改正内容については、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、改正文言単位の見え消し形式でダウンロードできること。

(ケ) 様式出力機能

選択した様式をRTF形式でダウンロード、印刷できる機能。

(コ) 検索結果出力機能

検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でダウンロード、印刷できる機能。検索結果から、複数の例規本文データを一括してダウンロードすることができること。

(サ) 新旧対照表出力機能

例規本文を新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできる機能。平成24年6月以降の

改正内容については、1つ前の施行日時点からの改正箇所を、新旧対照表形式にてRTF形式でダウンロードできること。

(シ) 出力フォーマット設定機能

例規条文・新旧対照表の出力設定（数字・括弧の全角／半角設定（号番号と条文中の表記は個別に設定）が可能であることは必須）ができる機能。

イ 例規起案・審査

(ア) 条文編集機能

クライアントに特別なソフトウェア等を必要としない、Webブラウザ上で条文を編集できる機能。条文編集の際は、税条例のようにページ数の多い例規であっても、ページを切り替えることなく1画面で例規全文が表示されること。

(イ) 法制執務支援機能

例規の各構造に対して法制執務上行える改正作業のみを表示する機能。

(ロ) 改正箇所確認機能

本文見え消し形式で編集箇所を確認できる機能。

(エ) 改正文生成機能

条文の編集を行った後、改正文を自動生成する機能。

(オ) 新旧対照表生成機能

条文の編集を行った後、新旧対照表を自動生成する機能。

(カ) 原議生成機能

原議を自動生成する機能。複数施行日の改正、附則での改正、等の改正、多段改正形式の原議生成に対応していること。

(キ) 条文点検機能

条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

(ク) 原議点検機能

原議構造、日本語表記、形式事項について点検できる機能。

(ケ) とけ込ませ点検機能

システムで作成した原議をとけ込ませ、とけ込ませた後の条文構造、日本語表記、形式事項、引用関係について点検できる機能。

(コ) データ取込み機能

システム外で作成した新規制定及び一部改正の例規データをシステムに取込み、システム上で編集、法制執務の観点から点検できる機能。一部改正については、とけ込ませ後の条文を見え消し形式及び新旧対照表形式で確認できること。

(サ) とけ込ませ後条文表示機能

とけ込ませ後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できる機能
また、とけ込ませ後条文から、新旧対照表を自動生成できる機能。

(シ) 原議再構成機能

システムで作成した原議を再構成（複数の原議を1つに統合）する機能。

ウ 例規管理

(ア) 電子出稿機能

システム上で原議（例規データ更新用原稿）の送信が行える機能。

(イ) 点検項目設定機能

条文、原議、とけ込ませ点検の際の点検項目を設定できる機能。また、任意の点検用語を設定・管理できる機能。

エ 過去例規

平成13年6月29日以降の議会定例会ごとの内容現在（約30回分）に切り替えることができ、用語、題名、体系、年月日（期間の指定を含む）、種別、番号から詳細に検索・閲覧、ダウンロードができる機能。条文中で自例規の他の条項や、他例規の条項、法令の条項を引用している場合は、引用箇所から当該条文にリンクすることができること。

(4) システム機能（法令）

ア 引用法令リンク機能

表示された例規条文に引用されている法令の該当条文にリンクできる機能。

イ 引用法令検索機能（引用法令を下記いずれの要素からも検索できる）

用語、題名、体系、五十音、年月日、種別・番号から検索できる機能。用語検索は、複数用語の指定、法令の構造を指定して検索することが可能。

ウ 引用情報機能

例規・法令の引用関係を条項単位で一覧表示できる。

エ 引用法令出力機能

法令の全文又は特定部分をRTF形式でダウンロードできる。

(5) システム操作のサポート

ア 操作マニュアルの提供

本システムの操作マニュアルを提供すること。

イ システム操作研修・説明

(ア) システム導入後、職員に対し年1回以上の操作説明研修会を実施できる。操作研修会は、札幌市交通局の要請に応じ、回数を制限することなく実施できること。

(イ) 操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX等）を設置すること。

(6) データ更新

ア 札幌市交通局の要請に応じ、年1回以上のデータ更新を行うこと。例規の更新をシステムに反映させる際は、例規の重要性に鑑み、品質管理に最大限留意すること。

イ データ更新時に札幌市交通局が提供する原議についてもシステムに登載すること。

ウ 更新データの作成及び更新は、本局が原議を提供してから45日以内に行うこと。

エ 更新を行うための原議資料は、紙もしくはデータ（word、Excel等）で本局が提供する。

オ 年間の更新件数は、制定例規、被改正例規、廃止例規の合計で、約50件程度。

(7) 例規集HTML（ホームページ公開用データ）の作成

体系、五十音、所管情報から例規を検索し、閲覧できる例規集HTMLデータを格納したCD-ROMをデータ更新の都度作成すること。未施行条文については、別途その一覧及び改正箇所の見え消し表示が可能であること。

6 加除式例規集（台本・追録作成）

以下の仕様の札幌市交通局例規集台本を作成し、追録を発行すること。

(1) 部数：108部

(2) ページ数：1巻、約1800ページ

(3) ページ表記：通しページ数を表記（例規単位の管理ページ数は不可）

(4) 判型：A 5判（紐綴じ）

(5) 本文組方：横通し組 38字×42行

(6) 体裁：現状の例規集で実現している体裁を全て再現すること。（契約締結後、本局から現在の例規集を貸与する）

(7) 追録発行：年1回以上（年間約500ページ）

(8) 追録発行及び加除作業は、本局が原議を提供してから60日以内とすること。

7 納入方法

(1) 受託者側が管理するサーバを設置して運用する方法（IDC方式）とする。受託者側のサーバにデータベースを構築し、IPアドレス認証にて接続可能な運用とする。

(2) 例規集台本は、札幌市交通局に納入する。追録については、例規集台本に対して受託者の作業によって加除すること。

8 納入時期

(1) 「5 仕様 (2) 初期構築対象」に示した全てのデータ及び「5 仕様 (3) システム仕様（例規）、(4) システム機能（法令）」に示した全ての機能を満たすデータベースを令和8年9月30日までに構築すること。

※ 上記データベースの内容現在は令和7年10月30日時点とし、令和8年9月30日までに行うこと。

(2) 「6 加除式例規集」に示した仕様を満たす例規集を令和8年9月30日までに納入すること。

※ 上記例規集の内容現在は令和7年10月30日時点とする。

9 見積対象の範囲及び条件

上記各事項を含めた見積対象の範囲及び条件は、次のとおりとする。

(1) 初期構築費用

ア システム構築費用（「5 仕様 (2)」で示した件数で積算）

イ 例規集台本作成費用（「6 例規集（台本・追録作成）」で示した件数で積算）

(2) 維持管理費用

ア システム使用料及び保守料

- イ 更新データ作成費用（年間50件以内で積算）
- ウ 例規集CD-ROMの作成（年 1 回以上各 1 枚作成）
- エ 加除式例規集追録108部の作成（年 1 回以上作成）

10 見積金額の算出方法

見積金額の算出にあたっては、「9 見積対象の範囲及び条件」で示した例規件数、年間更新件数等を基礎数値として、初期構築費用及び導入初年度を含む5年間の必要経費を算出すること。

11 業務委託料の支払について

毎月の均等払いとする。なお、1円未満の端数が生じた場合、その初回（1回目）に支払うこととする。

〔担当：交通局事業管理部総務課庶務係 中村 Tel211－1927〕

業務着手届

年 月 日

札幌市交通事業管理者

交通局長 梅田 岳

受託者 住 所
商号又は名称
職・氏名

印

業務名 交通局例規検索システム等運用業務

上記業務は、 年 月 日に着手したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

業 務 完 了 届

年 月 日

札幌市交通事業管理者
交通局長 梅田 岳 様

住 所
受託者 会社名
代表者

印

業務名 交通局例規検索システム等運用業務（ 月分）

上記業務は、 年 月 日に完了したのでお届けします。

備考 札幌市競争入札参加資格者（物品・役務）は、電子メールによる提出（押印不要）を可とする。送信先等の提出方法は札幌市交通局の指示に従うこと。

-----（以下、札幌市交通局使用欄）-----

受 付	年 月 日	完了を確認した職員 （氏名）	印
-----	-------	-------------------	---

課長	係長	係

この業務の完了検査に係る検査員に下記の者を命じ、
年 月 日に検査を実施してよろしいか。

検査員 （役職・氏名）
立会人 （役職・氏名）

環境方針

1 基本理念

札幌市役所は、地球環境への負荷を継続的に低減するため、エネルギー使用量及び温室効果ガス排出量の削減など、環境配慮取組の推進に努めてきました。

近年、気象災害をはじめとした気候変動の影響が深刻化する中、脱炭素社会の構築に向けて、気候変動対策は大きな転換期を迎えています。

札幌市においても、地球の平均気温の上昇を1.5℃に抑える努力を追求するというパリ協定の目的を踏まえて、2050年の目標に「温室効果ガス排出量を実質ゼロにする（ゼロカーボン）」を設定するとともに、2030年についても高い目標を掲げて温室効果ガスの排出量の削減に取り組んでいくこととしました。

札幌市役所は、市域の温室効果ガスの約6%を排出する市内最大級の事業者であり、自ら排出量の削減に率先して取り組む姿を市民・事業者へ示していくことが必要です。

そのため、徹底した省エネルギー対策を進め、そのうえでどうしても必要なエネルギーは再生可能エネルギーへと転換していくことを基本的な方向として、環境マネジメントシステムによる継続的改善を図り、札幌市役所の事務事業に伴うエネルギー使用量及び温室効果ガス排出量を着実に削減していきます。

また、国連「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を踏まえ、環境配慮取組を推進することで、温室効果ガス排出量の削減のみにとどまらず、経済、社会分野の統合的解決を目指すとともに、市民・事業者・行政が協働し、一体となって脱炭素社会に向けて取り組むことで、「心豊かにいつまでも安心して暮らせるゼロカーボン都市『環境首都・SAPPORO』」の実現を目指してまいります。

2 基本的方向

全ての部局は、所管する事務事業について、環境に関する法令を遵守することはもとより、SDGsの視点も踏まえながら環境配慮取組を推進し、脱炭素社会の実現に向けて、以下の項目に重点的に取り組みます。

- 1 徹底した省エネルギー対策を進めます。
- 2 再生可能エネルギーの導入を拡大します。
- 3 移動における脱炭素化を進めます。
- 4 廃棄物の発生・排出を抑制し、省資源・資源循環を推進します。
- 5 環境負荷の少ない製品やサービスを利用します。
- 6 事務事業のみならず、公共工事・委託業務における環境負荷を低減します。
- 7 環境問題に関する啓発・教育活動を推進します。

この環境方針による環境活動の成果は、市民に公表するとともに、市民からの意見を市政運営に反映させていきます。

令和3年4月1日

札幌市長 秋元克広

札幌市環境局